

平成20年度「消費者月間」

統一テーマ:「活かそう 消費者・生活者の視点」

1. 消費者月間とは

- (1) 毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。
(注)「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。
- (2) 国民生活に大きな不安をもたらす事件が数多く発生しています。また、成熟した先進国となった我が国においては、生産第一という思考から国民の安全・安心が重視されなければならない時代になっています。その実現のためには、行政、企業、そして消費者のそれぞれが、消費者・生活者の視点に立った行動をとることが期待されます。これらを踏まえ、今年度の「消費者月間」は、「**活かそう 消費者・生活者の視点**」を統一テーマとして各種事業を行います。

2. 主な事業

(1) 消費者問題国民会議

消費者、事業者、行政、学界の4者が一堂に会して消費者問題について集中的に議論する会議を開催します。

5月27日(火) 堺市大会 サンスクエア堺
5月29日(木) 静岡市大会 静岡県男女共同参画センター
あざれあ

(2) 消費者支援功労者表彰

消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績のあった者に対して、その功績をたたえ内閣府特命担当大臣が表彰するものです。消費者問題国民会議の場で、表彰を行います。

(3) 国民生活センターによる消費者問題に関する学習支援事業

都道府県・政令指定都市が主催する学習会に、有識者、消費生活相談員等を講師として派遣し、参加型の学習会を開催します。
(<http://www.kokusen.go.jp/>)

(4) 企業、事業者団体、消費者団体、行政による関連事業の実施

企業、事業者団体、消費者団体、行政による各種の協賛事業(講演会の開催、広報誌への掲載等)について、内閣府ホームページ「消費者の窓」(<http://www.consumer.go.jp/>)で、紹介します。

(5) ポスターの作成・配布

消費者月間の周知を図るため、ポスターを作成し、協賛事業者、地方公共団体等に配布します。